

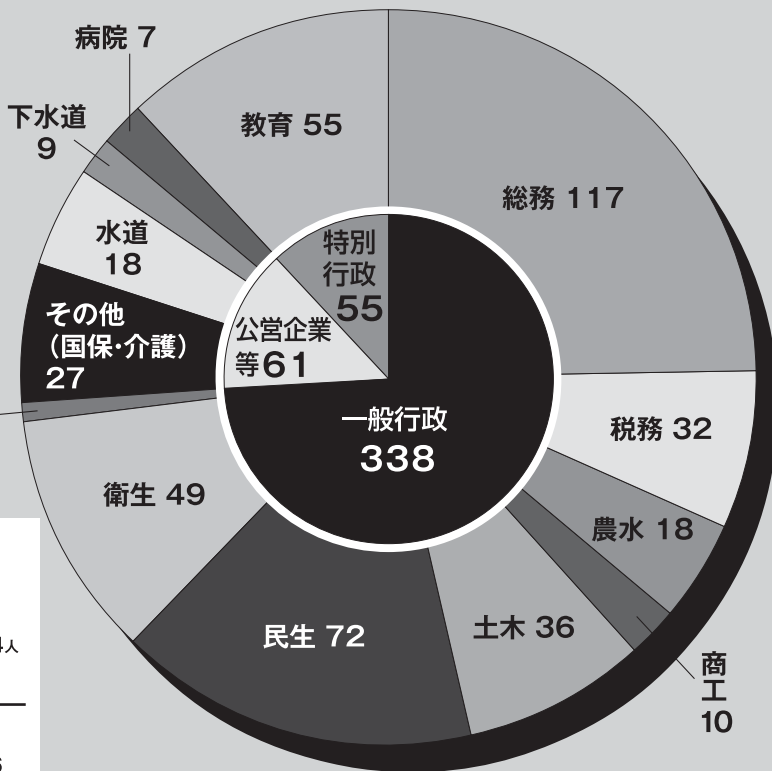
# 市職員の給与

職員の給与は、職務の内容や責任の度合いに応じて支給される給料と、扶養手当や住居手当など一定の条件に当てはまる場合に支給される諸手当から成り立ち、国や地方公共団体、民間企業の給与などを考慮し、市議会で議決をすることと条例で定められています。

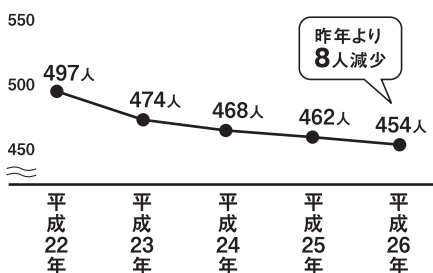
## 職員数

(平成26年4月1日現在) 単位:人

総計  
454人



## 職員数の推移 (各年4月1日現在)



## 特別職の報酬など (平成26年度)

区分	給料月額など	期末手当	
	(給料月額)	(年間支給額)	(支給割合)
市長	82万8,000円※	市長 354万1,770円	6月期 1.40月分
副市長	69万8,250円※	副市長 298万6,763円	12月期 1.55月分
常勤監査委員	57万2,300円※	常勤監査委員 244万8,013円	計 2.95月分 加算措置有り
	(報酬月額)	議長 187万7,823円	
議長	43万9,000円	副議長 163万8,283円	
副議長	38万3,000円	議員 143万7,240円	
議員	33万6,000円		

※市長は10%削減、副市長は5%削減、常勤監査委員は3%削減した額です

## 勤務時間

(平成26年度)

38時間  
45分/1週間

1日の勤務時間は7時間45分(8時45分～17時15分)、休憩時間は45分(12時15分～13時)です。

## 市職員の数

平成26年4月1日現在の職員数は454人で、これは昨年に比べ8人減少しています。また採用者数については18人で、その内訳は上級(行政)6人、上級(建築)・上級(障がい)・初級(障がい)・保健師は各1人、任期付職員2人、初級(事務)6人です。平成25年度の職員の分限処分については休職3人、懲戒処分については戒告1人でした。

## 市職員の給与

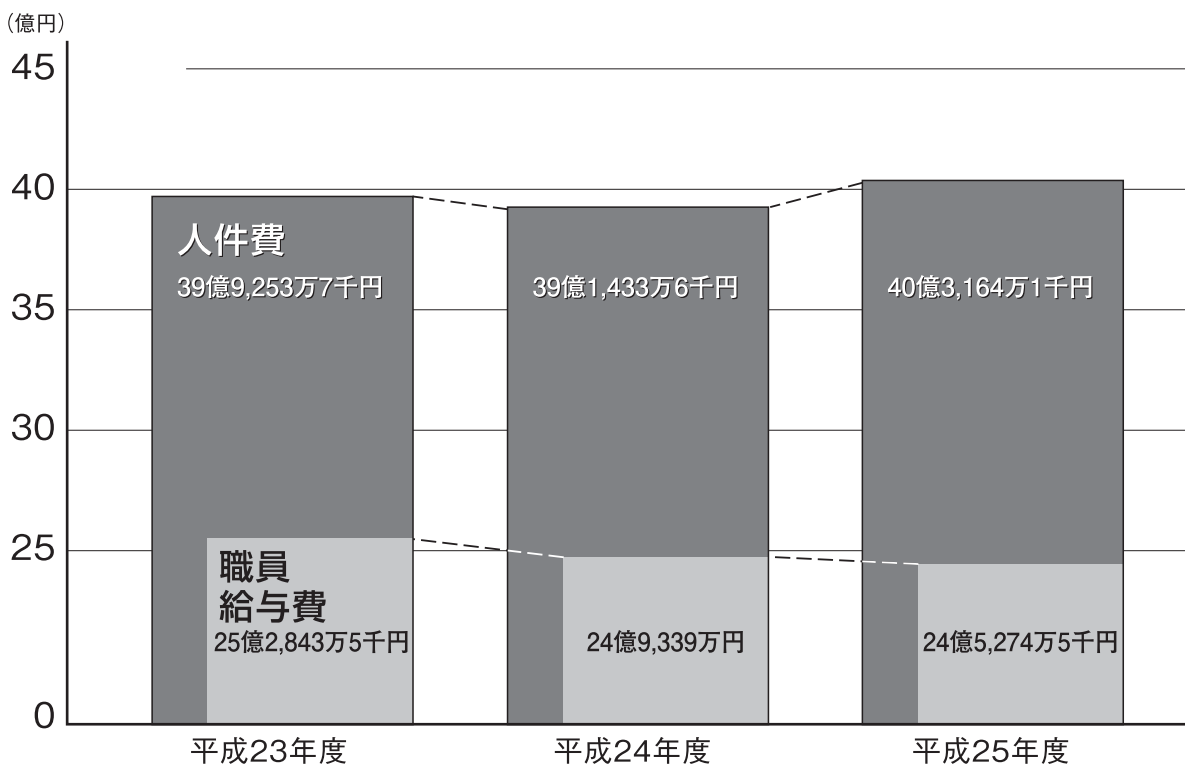
平成25年度の歳出額306億5910万3千円に対し、人件費は4億3164万1千円でした。人件費率で見ると13.1%で、24年度に比べ0.8%増となりました。職員給与費を一人当たりの給与費で見ると25年度決算で601万2千円です。これは24年度に比べて6万9千円減となりました。

一般行政職の給料のラスパイレース指数(国を100とした場合の平均給与額)は106.9で、全国市平均106.6より上回りました(25年度)。

http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gyosei/3218.htmlをご覧ください。

給与、福利厚生、研修などの詳しい内容は市HP「石狩市の職員の給与・定員管理の状況」

## 人件費と職員給与費



※人件費:市職員給与および市長等特別職、議会議員、各種委員会に支給される報酬、共済費(民間での社会保険料事業主負担分)を含みます  
 ※平成25年度人件費には、3年に1度納入する退職手当清算納付金2億1,369万5千円が含まれています

## 一般行政職の給与など (平成26年度)

区分	経験年数	平均給料月額	年収、期末手当など
大学卒	初任給	17万2,200円	(平均年収) 633万3,308円(平均年齢44.1歳)
	10年	24万4,500円	
	15年	29万8,100円	
	20年	34万1,500円	
高校卒	初任給	14万100円	(年間支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 計 3.95月分 加算措置有り
	10年	20万6,800円	
	15年	24万8,900円	
	20年	28万8,000円	

※石狩市の大学卒と高校卒の初任給、勤勉手当割合、期末手当割合は国と同じ支給額です

### ■市職員の主な手当

**扶養手当**：配偶者1万3千円、配偶者以外では1人6500円(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子どもについては1人に付き5千円加算)を支給しています

**住居手当**：借家は2万7千円を上限に家賃1万2千円を超える者に支給、自宅は8千円を支給しています

**特殊勤務手当**：危険、不快、不健康な業務に伴い支給されるもので全9種あり、25年度は総額164万1千円となり、24年度に比べ12万5千円減となりました

**時間外勤務手当**：平成25年度の支給総額は1億2635万8千円で、24年度に比べ539万6千円増となりました

※退職手当については市HPをご覧ください

### ■福利厚生の状況

全ての市職員が加入する石狩市職員福利厚生会の総事業費は、241万8千円で、その内、市交付金は232万円となっています。市交付金は主に事務局の人件費に充てられています(26年度)。